

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宍粟市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 宍粟市地域

#### (1) 現況

本市は兵庫県中西部県境に位置し、気候は北部は日本海型気候の影響を受け寒冷多雨で冬季は積雪が多く、南部は瀬戸内海型気候の影響で温暖である。自然条件は兵庫県最高峰の氷ノ山、第二峰の三室山、第三峰の後山という1,000mを超える山々がそびえ、市域の約9割を森林が占め、県下を代表する清流である一級河川の揖保川や日本の名水百選の千種川、福知渓谷、赤西渓谷、音水渓谷等の景勝地など、水資源をはじめ豊かな自然資源に恵まれている。

市の農業は水稻を中心に、黒大豆や自然薯、野菜を生産している。また南部地域では水稻・麦種子の県下最大の生産地を有している。

農業生産基盤である農地は2690.0haである。狭小な谷合の山間棚田地域も多いことから、市域は特定農山村地域の指定を受け今後とも農業振興を図るためにには、農地及び農業用施設の継続的な保全管理と併せ、平場地域との生産条件の格差を補正する取り組みが必要である。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、地域住民と協力して農業用排水路や農業用道路等農業用施設の維持管理など行うなど法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、傾斜地等を抱える地域については同項第2号・第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、農業生産活動の継続と生物多様性保全効果の高い取組を行うことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域  | 実施を推進する事業        |
|---|--|------------------|
| ① | 城下地域・戸原地域・河東地域・神野地域・鳴沢地域・土万地域・菅野地域・神戸地域・染河内地域・下三方地域・三方地域・繁盛地域・西谷地域・奥谷地域・千種地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |
| ② | 城下地域・神野地域・鳴沢地域・菅野地域・土万地域・神戸地域・染河内地域・下三方地域・三方地域・繁盛地域・西谷地域・奥谷地域・千種地域           | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |
| ③ | 土万地域   | 法第3条第3項第3号に掲げる事業 |

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置づけた土地を除く。

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施をする推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

##### **1 対象農用地の基準**

###### **(1) 対象地域及び対象農用地の指定**

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### **ア 対象地域**

宍粟市全域

###### **イ 対象農用地**

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

###### a 緩傾斜農用地

###### (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(オ) 兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域

##### **2 集落協定の共通事項**

なし

### 3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。
- (2) 農業従事者一人当たりの所得が兵庫県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない）。  
ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合（ただし、個別協定の場合は、一団の農用地すべてを耕作している者又は3ha以上の経営規模を有している者に限る。）は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて宍粟市長が認定する者とする。

### 4 その他必要な事項

なし

## 宍粟市管内図

